

## 平成 2 5 年第 4 回美郷町議会臨時会

### 議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 5 年 5 月 1 3 日 (月曜日) 午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 例月出納検査の報告 (平成 2 5 年 3 月分)
  - 2) 平成 2 5 年第 1 回及び第 2 回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会の概要報告
- 第 4 町長の招集あいさつ
  - 議案上程 (説明)
- 第 5 報告第 4 号 専決処分事項の報告について
- 第 6 報告第 5 号 専決処分事項の報告について
  - 議案上程・議案審議 (説明～質疑～討論～表決)
- 第 7 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 8 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 9 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 10 議案第 3 7 号 工事請負契約の締結について
- 第 11 議案第 3 8 号 美郷町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 12 議案第 3 9 号 平成 2 5 年度美郷町一般会計補正予算第 2 号

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

## 欠席議員（なし）

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	高橋潔君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	村山太郎君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	鈴木隆君
会計管理者兼 出納室長	藤田信晴君	農業委員会 事務局長	杉澤哲君
教育長	後松順之助君	教育次長兼 教育総務課長	下田亮君
教育施設課長	梅山正之君	生涯学習課長	小林宏和君

## 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	照井智則	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主査	小西輝昭		

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第4回美郷町議会臨時会を開会いたします。

ただちに会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、泉 繁夫君、11番、杉澤 隆一君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

### ◎議長の諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月出納検査平成25年3月分の結果報告がありました。

2として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、平成25年第1回及び第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会の概要報告がありました。

その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

---

### ◎町長の招集あいさつ

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集あいさつを行います。

本臨時会の招集にあたって、町長より招集あいさつの申し出がありましたのでこれを許します。町長 松田知己君、登壇願います。

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成25年第4回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

開会にあたり、提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

報告第4号及び報告第5号「専決処分事項の報告について」ですが、落雪等による車両損壊の賠償事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、ご報告するものです。

承認第1号から承認第3号「専決処分事項の承認を求めることについて」ですが、承認第1号は、交付税・交付金及び町債の額の確定に伴う歳入歳出予算の補正並びに地方債の補正について専決処分した平成24年度美郷町一般会計補正予算第13号について、承認第2号及び承認第3号は、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い専決処分した美郷町税条例及び美郷町国民健康保険税条例の一部改正について報告し、承認を求めるものです。

議案第37号「工事請負契約の締結について」ですが、認定こども園六郷幼稚園・六郷保育園外構整備工事について、工事請負契約を締結したく、お諮りするものです。

議案第38号「美郷町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、町の本部体制を定めたく、お諮りするものです。

議案第39号「平成25年度美郷町一般会計補正予算第2号」についてですが、大雪被害による公共施設の復旧工事等に要する経費及び関連する施設の保険金受入金の増額並びに子宮頸がん予防接種事業等について、法改正に伴う県補助金の減額による歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつといたします。



○議長（高橋 猛君） これで、報告第5号の説明が終わりました。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第7、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（本間 和彦君） 承認第1号についてご説明いたします。5ページをご覧ください。平成24年度美郷町一般会計補正予算第13号につきまして平成25年3月29日付けで専決処分しましたので地方自治法の規定に基づき本議会に報告し承認をお願いするものでございます。7ページ専決処分書をご覧ください。補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,088万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ121億5,175万7,000円とするものでございます。また、地方債につきましても補正してございます。これは、平成24年度分の事業費の確定により詳細の額が確定しましたので、事業に充当しました合併特例債及び過疎対策事業債の借入限度額を変更したものでございます。内訳につきましては、12ページ第2表地方債補正をご覧ください。次に歳入歳出予算の補正につきましてご説明いたします。15ページをお願いいたします。最初に歳入についてご説明いたします。2款の地方譲与税から17ページの10款交通安全対策特別交付金までにつきましては、3月定例会以降に交付決定が通知され、額が確定したことによる補正でございます。なお、9款の地方交付税でございますが、特別交付税の額の決定によるものでその総額は、3億8,398万7,000円で対前年度比で約6.25パーセント、2,258万3,000円の増となっております。20款町債でございますが、事業費の確定により減額するものでございます。次に歳出についてご説明いたします。18ページをお願いします。2款1項10目の公共施設再編事業費から19ページの10款4項1目の幼稚園費につきましては、歳入でご説明させていただきました地方債の減額により財源の振りかえを行ったものでございます。13款2項1目25節積立金でございますが、財政調整基金に1億6,949万8,000円を積み立てしたものでございます。これにより、財政調整基金現在高が15億8,000万円となっております。14款予備費につきましては、端数を整理したものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

承認第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第1号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第8、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(高橋 潔君) 承認第2号 町税条例の一部改正の専決処分についてご説明いたします。議案22ページをお開き願います。専決第5号は地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、4月1日から施行することに伴い、ただちに町税条例の一部を改正する必要が生じたことからご承認を得ようとするものでございます。改正条文は23ページから28ページまででございますが、今回の改正の主な内容は、1点目に寄附金の控除額の算定に用いる所得税の税率に復興特別所得税を加味すること、2点目は地方税に係わる延滞金や還付加算金の利率を引き下げること、3点目は住宅ローン減税の適用期限を延長し拡充すること、4点目は東日本大震災からの復興を支援するための税制上の措置を講じること等であります。それでは、議案資料集の新旧対照表にてご説明いたします。議案資料集1ページをお開きください。第33条の7第2項の改正は6ページ附則第5条の4に関連しますが、県や町に寄附した場合の寄附金の税額控除の特例控除、いわゆるふるさと納税した場合の控除額に係るものでございまして、平成26年度から平

成50年度までに限って変更するものでございます。これは、平成25年1月1日から平成49年までの25年間、復興特別所得税税率2.1パーセントがあらたに課税されたことによりまして個人の寄附金控除額の算定にあたって復興特別所得税税率を乗じて得た額を加算するもので平成26年1月1日から施行するものでございます。第52条第5項と次のページ第123条第4項は現行措置の適用期限の到来に伴い、条文から削除し廃止するものでございます。内容は、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴う仮換地等に係る固定資産税並びに特別土地保有税の納税義務者の特例措置を廃止するもので平成25年4月1日から施行するものでございます。続いて附則の改正でございます。3ページ中段の附則第2条の2と4ページ第3条第1項の改正は、国税における延滞金及び還付加算金の見直しに伴い、地方税も延滞金及び還付加算金の利率を引き下げるものです。適用は平成26年1月1日からです。5ページ下段の第5条の3の2は、租税特別措置法の制度の延長拡充により改正するものです。個人住民税における住宅借入金等特別控除いわゆる住宅ローン控除の改正で消費税率の引き上げに伴う影響を平準化する観点から特例的な措置として所得税の住宅ローン控除の適用者について所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を個人町民税から控除するもので住宅ローン控除の対象期間を平成26年1月1日から平成29年度末まで4年間延長することとし、その期間のうち平成26年4月1日から平成29年度末に住宅を取得した場合の控除限度額を現行の5パーセント、最高9万7,500円から7パーセント、最高13万6,500円に拡充するもので平成27年1月1日から施行するものでございます。7ページの第20条の2から10ページにかけては東日本大震災における固定資産税等の課税免除について原則継続する規定と東日本大震災により住宅の用に供することができなくなった住宅用財産を譲渡した場合長期譲渡所得の課税の特例について一定の要件を満たす相続人が適用を受けることができるようにするものでございます。10ページ中段の第21条は住宅借入金等特別控除の延長または拡充するものでございます。その他地方税法との適用の整合をはかったもの、また読みかえについてお示ししております。議案27ページをお開き願います。附則第1条は施行日を、第2条は延滞金、第3条は町民税、第4条は固定資産税に関する経過措置を定めております。以上で改正条例の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第2号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第9、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（高橋 潔君） 承認第3号 国民健康保険税条例の一部改正の専決処分についてご説明いたします。議案30ページをお願いいたします。専決第6号は地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、4月1日から施行することに伴い、ただちに国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことからご承認を得ようとするものでございます。改正条文は31ページから32ページまででございますが、今回の改正の内容ですが、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移った場合の国保税の軽減措置を恒久化し、またその充実をはかるもので主な改正点は、2点ございます。1点目は、国保税の7割、5割、2割の軽減制度に係る特例の恒久化であります。これは、軽減制度の基準となる判定所得が同一世帯の国保の被保険者数により計算されることから後期高齢者医療制度に移った国保の被保険者も人数に加えて計算する特例がこれまでは5年間適用されてきました。この適用制限をなくし恒久的な制度にするものでございます。2点目は、世帯割に係る現行の特例を延長し拡充するものでございます。これは、国保の2人世帯でそのうちの1人が後期高齢者医療制度に移行し1人が国保に残った場合、現行の特例では移行後5年間は世帯別平等割額を2分の1に軽減する措置を講じてきたところであります

が、この特例期間を3年延長し、その延長した3年間は4分の1を軽減するというものでございます。それでは、議案資料集12ページから始まる新旧対照表にてご説明いたします。第7条の2では、特定同一世帯所属者と特定世帯の再定義を行うとともに、あらたに拡充されました3年間の軽減対象世帯を特定継続世帯として定義してございます。また、この条項に1号を加えまして第3号とし、医療給付費分の世帯別平等割額を定めてございます。下段の第9条の3では、字句とともに1号を加えまして後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額について改正後の第7条の2と同じ区分による軽減後の平等割額を定めてございます。13ページ第25条の改正でございしますが、15ページまで亘ってございます。字句と新しい区分を加えております。各号とも医療給付費分の世帯別平等割額と後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額について改正後の第7条の2と同じ区分により各号ごとにそれぞれ7割、5割、2割の軽減額を定めております。附則第18項では、字句の読みかえと東日本大震災による被災居住用財産の譲渡所得の課税の特例をその相続人についても適用するものとしております。議案32ページをお開き願います。附則第1条では施行期日を規定してございます。附則第18項は、平成26年1月1日から、それ以外は平成25年4月1日から施行するものでございます。第2条では適用区分を定めてございます。以上で改正条例の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第37号 工事請負契約の締結についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第37号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。契約書の案は、議案資料集17ページに、入札執行の詳細につきましては18ページに掲載しておりますのであわせてご覧いただきたいと存じます。提案理由ですが、今年9月の新園舎、開園予定の認定こども園、六郷幼稚園、六郷保育園の外溝整備工事について5月1日に一般競争入札を執行した結果、7,822万5,000円で美郷町六郷の大和建设株式会社に落札となりましたので契約にあたり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、本工事の工期は議会の議決後の着工、完成が平成25年9月6日となっております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第37号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第37号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第38号 美郷町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長(村山 太郎君) 議案第38号 美郷町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてご説明申し上げます。提案の理由でございますが、本条例案は平成24年5月に公布、先月施行されました新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定されております市町村の新型インフルエンザ等対策本部を設置するためのものがございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法におきましては、政府対策本部が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った際には、市町村は直ちに対策本部を設置しなければならないとされております。また、対策本部設置に必要な事項は条例で定めることとされておるため、今回新たに条例を制定するものがございます。36ページでご説明させていただきます。美郷町新型インフルエンザ等対策本部条例をごらんください。第1条でその主旨をまた第2条ではその組織を定めております。本部長は新型インフルエンザ等対策特別措置法第35条におきまして市町村長が務めることとされており、本部員といたしましては、副市町村長、教育委員会の教育長、消防団長が入ることとなっております。以下、第3条で対策本部における会議の持ち方、第4条で対策本部を置けること、第5条で雑則の規定を置いております。この条例に関しましては、施行は公布日としております。以上でございます。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番、泉 美和子君。

○9番(泉 美和子君) この法律の中身ですけれども、国会審議の場では、緊急事態宣言を厚生労働省がして、知事が外出の制限とか自粛、それから施設の使用制限など、こういうことができることに対して強権的にならないかそういう意見が出たということで、いろいろまた日弁連やら日本ペンクラブなどでももっと議論が必要ではないかとか反対の意見が出たということが報道されておりましたけれども、そういう点がどうなのかということと、この条例だけでは実際に町でどういう行動をしていくのか、実際起ったときに町民がどういうふうになるのか具体的にどこを知りたいですけれども。

○議長(高橋 猛君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(村山 太郎君) ただいま人権の配慮、また制限等についてご質問いただきました。これにつきましては、法律第5条において人権の尊重・配慮または参議院・衆議院両議院の内閣委員会で、付帯決議でその辺もきちんとやるようにということで付帯決議されていると聞いて

ております。それに基づきまして、政府の方で行動計画をいま策定中でございます。それに基づき県もつくることとなると思いますので、そういうことも踏まえながら町としても行動計画策定に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「反対」の声あり）

○議長（高橋 猛君） それではまず初めに原案に反対者の発言を許可します。9番、泉 美和子君の反対討論を許可いたします。登壇願います。

（9番 泉 美和子君登壇）

○9番（泉 美和子君） 議案第38号に反対の立場から意見を述べます。新型インフルエンザへの対応はもちろん不可欠ですが、新型インフルエンザ等特措法の内容が感染症対策に名を借り、国民の基本的な人権、移動や集会の自由、言論・表現の自由を一方向的に制限するなどの問題を含んだものであります。さきほど課長の説明にもありましたけれども、参議院においてもその制限を本法の規定に基づく主権の制限にかかる措置の運用にあたっては、その制限を必要最小限のものとするよう十分に留意することなどの付帯決議がされているものであります。本議案はこのような法律に基づいた条例制定ですので、賛成できません。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終結いたします。

議案第38号について、これより採決いたします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 15名）

○議長（高橋 猛君） 起立多数であります。よって、議案第38号 美郷町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第39号 平成25年度美郷町一般会計補正予算第2号を上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。

企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（本間 和彦君） 議案第39号 平成25年度美郷町一般会計補正予算第2号についてご説明いたします。今回の補正の内容でございますが、1,636万8,000円を追加するものでございます。歳入からご説明いたします。46ページをお願いいたします。9款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源として2,113万6,000円の普通交付税を充当するものでございます。

○福祉保健課長（村山 太郎君） 14款2項3目衛生費県補助金でございます。これにつきましては、これまで補助金で実施しておりました子宮頸がん・ヒブまたは小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種並びに妊婦健康診断の助成につきまして補助金が廃止され一般財源化されたことに伴い、減額するものでございます。

○総務課長（高橋 薫君） 19款5項5目1節保険金受入金ですが、報告第4号・第5号で説明した車両損壊事故にかかる賠償・補償保険金と公共施設である第2庁舎車庫・役場北側バス車庫など公共施設9施設における雪害に対する建物保険金でございます。続いて47ページの歳出を説明いたします。2款1項1目15節ですが役場第2庁舎公用車車庫と役場北側バス車庫の軒先の屋根が雪害により折れ曲がり、この改修工事費を計上しております。なお、工事費は全額保険金の対応となります。22節賠償金ですが、専決処分しました2件の車両損壊事故の賠償金を計上してございます。5目財産管理費の修繕料ですが、雪害により南行政センター通園バス格納庫の壁や旧北体育館の窓ガラス及び旧六郷東根小学校のキュービクルフェンスが破損したことによりまして修繕費を計上してございます。

○教育施設課長（梅山 正之君） 3款2項4目子育て支援費15節工事請負費でございますが、将来的に解体を予定してございました旧めだか児童クラブの木造建物に付帯してございますプレハブ屋根が雪害により損壊いたしましたことから千畑小学校敷地内の景観に配慮いたしまして、時期を早めての対応をお願いいたしたく解体経費の補正をお願いするものでございます。

○福祉保健課長（村山 太郎君） 4款1項2目でございます。予防費については財源の補正をし

ているところでございます。

○建設課長（鈴木 隆君） 8款2項2目11節修繕料ですが、南除雪センター軒の修繕と御台所清水融雪溝用水ポンプ配電盤の修繕と48ページの15節工事費は境田地区町道のガードレール沈下補修工事費の増額をお願いするもので、いずれも雪害により被害を受けたものでございます。4項2目11節修繕料は南運動公園・仏沢公園など4箇所の都市公園の垣根・柵や施設の修繕料と12節役務費は倒木や発生材の処理手数料、13節委託料は一丈木公園・一本杉公園の倒木等撤去費用の増額補正をお願いするもので、いずれも雪害によるものでございます。6項1目11節修繕料は雪害によりあかつき住宅や塚住宅など4箇所の町営住宅の垣根が破損したため、修繕費の増額補正をお願いするものでございます。

○教育施設課長（梅山 正之君） 10款1項3目教育助成費11節需用費修繕料でございますが、六郷地区鐘田にございますスクールバス車庫の東西の破風が雪庇によりましてはがれが生じております。修復経費の補正をお願いするものでございます。次の2項1目学校管理費13節委託料の施設管理委託料でございますが、各小学校の積雪に起因いたします樹木の枝折れの片付け処理業務の委託をお願いするものでございます。測量調査委託料であります。六郷小学校の床のひび割れ調査設計業務委託でございます。当施設は昭和57年に建設され現在に至ってございますが、平成2年に床にひび割れが生じたことから、調査した経緯がございます。その調査段階では安全性には問題はないとの報告がなされておりますが、その後経過観察をしてきてございまして、ことし3月の春休み期間にひび割れ部の確認やスポット的にコンクリートのはつり、この調査をいたしました。その結果、平成2年のときと比べまして新たなひび割れが広がりつつあることが確認されましたので、安全性について詳細な調査をいたしまして、修復工法等の対応を検討させていただきたく調査設計業務委託の補正をお願いするものでございます。15節工事請負費は六郷小学校のキュービクルにL型アングルでの簡易的な囲いがございまして、鉄部の腐食と雪の重みで折れ曲がっておりますので、雪害で影響を受けないようなフェンス構造で改善をいたしたくをお願いするものでございます。次のページをごらんいただきたいと思います。3項1目学校管理費15節工事請負費でございますが、中学校体育館玄関ホールの一部天井が雪解けの始まった頃から天井に濡れが生じまして、はがれ落ちました。原因を調査いたしましたところ、玄関の屋根防水材の劣化による雨漏りと診断され、玄関エリアの屋上防水工事をお願いするものでございます。4項1目幼稚園費11節需用費修繕料でございますが、なかよし園とスクールバス車庫の間の道路沿いにありますフェンスが雪の影響で道路側に傾いてございます。修復に要する経費をお願いする

ものでございます。6項3目学校給食費13節委託料の設計監理委託料であります。北給食センター屋上に厨房用の空調設備がございます。この配管の鋼管を保護しておりますステンレス鋼の防護管、これが雪の重みで潰れまして、波を打っている状況でございます。幸いにも内部の銅管でございますけれども、接続部の離れは見られません。エアコンは正常に機能してございますが、管の上は雪下ろしのできない状況でありますので、雪害を今後受けることのないように抜本的な改善を施したく設計業務委託の補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第39号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第39号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号 平成25年度美郷町一般会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして、平成25年第4回美郷町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

（午前10時49分）



地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成25年5月13日

美郷町議会議長      高 橋      猛

署 名 議 員      泉      繁 夫

署 名 議 員      杉 澤 隆 一